

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律
第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（案）」等に対する意見

2025年6月12日

経済産業省商務情報政策局情報経済課

デジタル取引環境整備室 御中

郵便番号 150-0013

住所東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。 _
関係者各位のご尽力で、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争
の促進に関する法律の下位法令等が取りまとめられたことに感謝申し上げます。
以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願い申し上げます。 _

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関
する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（案）
（第3条・附則第2項及び第3項）」（別紙1－2）」に対する意見

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事
業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十七号）の一部を提案のように改正する
ことは、行政の予見可能性を高め規制の重複等を防止するためにも重要であると考えら
るため賛同する。